

平成29年10月22日執行

衆議院

小選挙区選出議員選挙

選挙公報

【岩手県第3区】

岩手県選挙管理委員会

～10月22日(日)に予定のある方へ～

期日前投票制度を活用しましょう！

- 次のような方は、期日前投票ができます。
 - ・ 投票日に、お仕事や冠婚葬祭などの予定のある方
 - ・ レジャーやお買い物などの私用で、投票日に投票区内にいない方
- 期日前投票は、投票日の前日21日(土)までできます。
- 期日前投票は、名簿登録地の市町村の役場等の期日前投票所で行うことができます。
(期日前投票所の場所については、市町村の選挙管理委員会にお確かめください。)
- 期日前投票ができる時間は、午前8時30分から午後8時までです。
(ただし、一部の期日前投票所では、この時間と異なる場合がありますので、
市町村の選挙管理委員会にお確かめください。)
- 期日前投票所へ行き、宣誓書を記入すれば投票できます。ハンコは必要ありません。

岩手県選挙管理委員会 TEL019-629-5238

平成 29 年
10月22日執行
岩手県第 3 区

衆議院小選挙区選出議員選挙選挙公報

岩手県選挙
管理委員会



3期連続 34歳 藤原たかしは 地域のため、岩手の課題 ひとつひとつに向き合います。



自民党公認・衆議院岩手第三選挙区候補者
藤原たかし
34歳

目前に迫った ILC 誘致の実現

ILC誘致は、ここ1年が勝負です。ILC建設予定地の与党議員として、最終決定権者である政府首相に直接、誘致を働きかけるなどして、ILC誘致の正念場に取り組んでいきます。

「人口減少対策 子育てしやすい岩手へ」

藤原たかしは子育て世代として、地域で安心して子供を産める産科の充実や、病児保育の充実等を通じて、両親双方が、仕事と家庭を両立できる社会の構築に取り組めます。

「岩手のインフラ投資」

国道4号線の全線複車線化を強く推進すると共に、北上川を始めとした各種河川堤防整備に力を入れます。また、地域を担う建設業者の持続可能性を高める仕組みを作ります。

「岩手の農業振興」

岩手の基幹産業である稲作については、飼料用米支援を継続することで、一層の米価安定に取り組めます。また、畜産県岩手復活のために、繁殖・肥育農家への支援を拡充します。

「働く場の確保と処遇の改善」

県南には多くの誘致企業が進出しています。しかし地元企業との賃金格差や人材不足等の課題もあります。関係団体と一体で取り組み、県南で働く皆様の処遇改善に取り組めます。

「誰もが安心して生活できる社会へ」

障がいを持つ人も持たない人も、自分らしく生活出来る社会を目指します。また、後見人制度など、一般の方々には利用しにくい制度をより改善し、将来までの安心を作ります。

「地方の声を国政へ」

今回から、岩手県選挙区が1削減されました。この削減は、人口の多い都市の声を優先し、地方の声を軽視するものです。今後、この不公平な制度の是正により一層取り組みます。

藤原たかしが2期目に 取り組んだ主な法律

120年振りの大改正となり、一層消費者保護が拡充された、
「民法の一部等を改正する法律」
(第189回 国会閣法 第64号)

鳥獣被害に対応する、
「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」
(第186回 国会内閣提出 第57号)

立法以外の取り組み事項

- 地方の声を軽視する選挙区削減問題について、国会の場で批判的観点から問いただす(平成29年5月31日)。
- 国道4号線複車線化について働きかけ、金ケ崎町区間について新規事業化が決定。
- 障がいを持った方々への適正な配慮を働きかけるヘルプマークのJIS化を推進。など。

藤原たかしプロフィール

昭和58年8月2日生(34歳)
西和賀町湯本生まれ(旧湯田町)湯本小学校、湯田中学校、黒沢尻北高等学校卒業。
平成22年弁護士登録。
平成24年12月初当選(1期目)。
平成26年12月再当選(2期目)。

ILC 国際リニア誘致の実現へ

国民の力を「結集」し、民主主義の再生を!!



衆議院岩手第3区候補者
小沢一郎

「子ども手当」を復活させます

このままの中途半端な政策では少子化と人口減少は止まりません。一番有効な政策は「子ども手当」です。子ども手当を復活させ、月額2.6万円の支給を実現します。

「地域医療基本法」を制定します

地域医療の崩壊が止まりません。公的関与による医師の適切な配置等で人々に安心できる医療体制を提供するために、「地域医療基本法」の制定を目指します。

「原発ゼロ」を実現します

安倍政権はあの原発事故も忘れて原発を次々に再稼働させ、この国を再び危険にさらそうとしています。この国の未来のためにも早期に「原発ゼロ」を実現します。

「農業者戸別所得補償制度」を復活させます

我々は地域農業を破壊するTPPには反対です。農業を守り、農村を守るためにも、「農業者戸別所得補償制度」を充実させたかたちで復活させます。

「国民の生活が第一」の政策を実現します。

消費税の増税は凍結します

アベノミクスにより物価は上がり給与は下がっています。このままでは「生活破壊」です。ただちに生活を直撃する消費税増税法を廃止し、増税を凍結します。

可処分所得を1.5倍に引き上げます

非正規雇用の正規雇用化の徹底推進と賃上げ後押し税制改革、そして子ども手当や最低保障年金等により、可処分所得を1.5倍に引き上げます。

東日本大震災からの復興完遂!

復興は「ハード」から「ソフト」へ。今後は本格的な「なりわい」と「にぎわい」を再生させる段階です。人々の生活再建完遂のため、引き続き全力で取り組んで参ります。

「政治とは生活である」
政治の使命は、国民の命と暮らしを守り、将来への安心と未来への希望を与えることである、と私は一貫して訴えて参りました。
安倍政権は、強大な権力を私物化し、また、弱者切り捨て・地方置き去りの政治を続けています。国民の利益を無視し、一部の人たちだけを優遇するようなり方は、もはや政治ではありません。
しかし、政治は必ず変えることができます。その最大の機会が、今回の総選挙です。国民一人ひとりの強い意志が、政治を動かす力となります。一強多弱政治を打破し、日本の民主主義を再生するために、今こそ結集しなければなりません。自公に代わる受け皿を作り必ず政権交代を実現します。
どんな茨の道でも、どんな大きな壁が立ちちはだかるうとも、政治を国民の手に取り戻すために、私はこれまでの政治生命のすべてを賭け、闘い続けます。



公式 twitter
twitter.com/ozawa_jimusho

衆議院 小選挙区 選出議員選挙の投票用紙は、 **ピンク色** です。
衆議院 比例代表 選出議員選挙の投票用紙は、 **うすい水色** です。
最高裁判所裁判官 国民審査 の投票用紙は、 **うすい緑色** です。

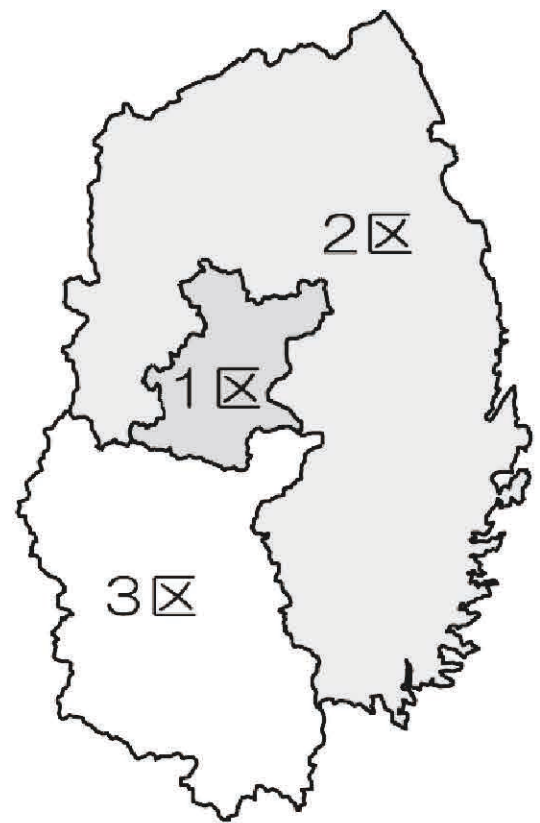
(この選挙公報は、候補者から提出された掲載文をそのまま写真製版により印刷したものです。) (この選挙公報の掲載順序は、くじで決定しています。)

平成 29 年
10月22日執行
岩手県第 3 区

衆議院小選挙区選出議員選挙選挙公報

岩手県選挙
管理委員会

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
今回の選挙から小選挙区の区割りが変わっていますのでご注意ください。



- 1 区
盛岡市 紫波郡
- 2 区
宮古市 大船渡市 久慈市 遠野市
陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市
滝沢市 岩手郡 気仙郡 上閉伊郡
下閉伊郡 九戸郡 二戸郡
- 3 区
花巻市 北上市 一関市 奥州市
和賀郡 胆沢郡 西磐井郡

※ 詳しくは、岩手県選挙管理委員会（電話 019-629-5238）又は最寄りの市町村の選挙管理委員会までお問い合わせください。



滞在地（避難先）市区町村における不在者投票

衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査は
平成29年10月22日
が投票日です。

「東日本大震災の被災等により、住民票のある市町村から他の市区町村へ避難されている方（一時的に避難されている方）」は、滞在地（避難先）の市区町村の選挙管理委員会
で不在者投票ができます。

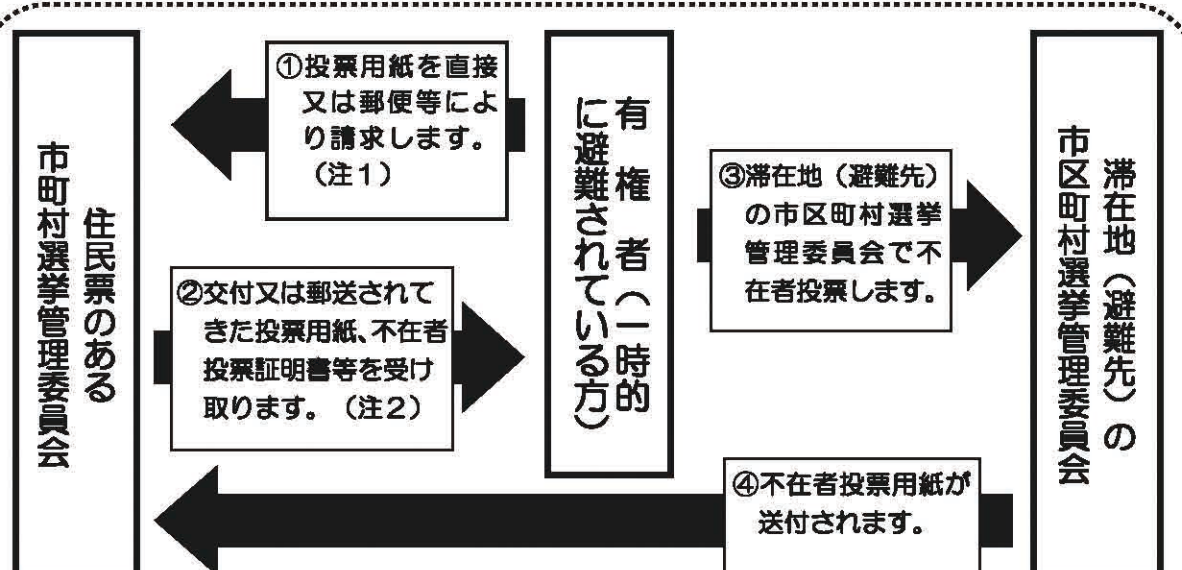
※住民票を移動した場合は、別途最寄りの市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

【不在者投票のできる期間等】

- 不在者投票のできる期間
10月11日（水）から10月21日（土）まで
- 不在者投票のできる時間
岩手県内外の市区町村
平日・休日を問わず、午前8時30分から午後8時まで
- 不在者投票のできる場所
滞在地（避難先）市区町村役場にご確認ください。

【滞在地（避難先）の市区町村で投票する場合のお願い】
滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会から、住民票のある市区町村選挙管理委員会へ、投票済の投票用紙が投票日までに送付される必要がありますので、期間に余裕をもって投票してください。

【不在者投票の手続き】



注1) 投票用紙の請求は、所定の請求書兼宣誓書に記載し、住民票のある市町村の選挙管理委員会に直接持参又は郵便等で請求してください。なお、この請求は、不在者投票のできる期間よりも前に請求することができます。また、請求書兼宣誓書は、岩手県選挙管理委員会のホームページ (<http://www.pref.iwate.jp> → 各種委員会→選挙管理委員会) からダウンロードすることもできます。

注2) 投票用紙等が届きましたら、不在者投票証明書の入った封筒は、絶対に開封しないで不在者投票のできる場所にご持参ください。開封すると投票できなくなります。

※ 詳しくは、岩手県選挙管理委員会（電話 019-629-5238）、住民票のある市町村又は滞在地（避難先）の市区町村の選挙管理委員会までお問い合わせください。



10月22日（日）は投票日です。

投票日に予定のある方は、期日前投票制度を活用しましょう。

(この選挙公報は、候補者から提出された掲載文をそのまま写真製版により印刷したものです。) (この選挙公報の掲載順序は、くじで決定しています。)

10月22日(日)は、投票日です。

岩手県内の投票所の投票時間

市町村名	投票時間	地域毎に投票時間が異なる市			
		市町村名	投票時間		
大船渡市	午前7時～午後7時	盛岡市	※地域毎ではなく、投票区毎に投票時間を記載しています。数字は投票区の番号ですので、投票所入場券でお確かめください。 【午前7時～午後7時】 第30～32、第80、第88、第89投票区 【午前7時～午後8時】 上記以外の投票区		
花巻市	午前7時～午後7時				
北上市	午前7時～午後8時				
遠野市	午前7時～午後6時				
陸前高田市	午前7時～午後7時				
釜石市	午前7時～午後7時				
二戸市	午前7時～午後6時				
八幡平市	午前7時～午後6時			宮古市	※地域毎ではなく、投票区毎に投票時間を記載しています。数字は投票区の番号ですので、投票所入場券でお確かめください。 【午前7時～午後6時】 宮古第11（佐羽根、中里、君田、落合、白杵）、第12（岩船）、第14（根市）、第15（花原市）、第20（白浜）、崎山第1・第2、津軽石第1～第4、重茂第1～第3、花輪第1～第4、田老第1～第7、新里第1～第5、川井第1～第7 【午前7時～午後7時】 宮古第1～第10、第13、第16～第19、第21
奥州市	午前7時～午後7時				
滝沢市	午前7時～午後8時				
雫石町	午前7時～午後7時				
葛巻町	午前7時～午後6時				
岩手町	午前7時～午後6時				
紫波町	午前7時～午後8時				
矢巾町	午前7時～午後8時				
西和賀町	午前7時～午後6時				
金ヶ崎町	午前7時～午後6時				
平泉町	午前7時～午後6時	久慈市	【午前7時～午後6時】 山根町及び山形町内 【午前7時～午後7時】 上記以外の地域		
住田町	午前7時～午後6時				
大槌町	午前7時～午後6時	一関市	【午前7時～午後6時】 第1～第69投票区 【午前8時～午後6時】 共通投票所（イオンスーパーセンター一関店、千厩ショッピングモールエスピア）※共通投票所では、一関市内の全ての投票区に属する選挙人が投票できます。		
山田町	午前7時～午後6時				
岩泉町	午前7時～午後6時				
軽米町	午前7時～午後6時				
洋野町	午前7時～午後6時				
一戸町	午前7時～午後6時				
田野畑村	午前7時～午後6時				
普代村	午前7時～午後6時				
野田村	午前7時～午後6時				
九戸村	午前7時～午後7時				

